

排水設備の申請受付から完成までの手続きの流れ(要点)

	区 分 ・ 内 容 等	備 考
申請者	申請者 → 指定店に工事依頼	
指定店	・依頼があった指定店は市へ申請書類を作成する 様式3号 排水設備等設置確認申請書 … 1部提出 添付書類 1. 工事設計書 2. 設置場所附近見取り図 3. 平面図 4. 縦断面図 5. 構造詳細図 6. 承諾書 様式4号 排水設備等設置確認通知書 … 1部提出 添付書類 ・ 様式3号と同じ書類	・平面図には、管径、管種、勾配、延長(別紙参照)及び柵の種類、径等を記入する ・2階がある場合は平面図に2階部も記入する ・5. 6は必要に応じて提出
水道お客様センター	排水設備等設置確認申請書の受付 提出書類 ・ 様式3号及び様式4号 … 各1部 審 査 ・ 受付時に書類審査を行い収受印を押す ※訂正がある場合は、指定店と協議を行い指定店が訂正	
上下水道課	書類の審査 審 査 ・ 受付時に書類審査を行い収受印を押す ※訂正がある場合は、指定店と協議を行い指定店が訂正 事務処理 ・ 発議決裁、調定票起票、納付書の発付(審査手数料) 様式4号 排水設備等設置確認通知書 … 1部提出 添付書類 ・ 様式3号と同じ書類(発議決裁) 申請書類の完成	
水道お客様センター	様式4号(設置確認通知書)を指定店に通知する ※完成までの変更確認申請についても同様の手続きを行う	・指定店から申請者へ
指定店	通知書の受理・工事着手	
指定店	申請物件の完成、完成届の提出 様式8号 排水設備等工事完成届 … 2部提出 添付書類 1. 工事竣工図(平面図) 2. 公共柵の接続写真 様式14号 下水道使用開始届 … 1部提出 ・ 接続後速やかに提出のこと 様式第1号 浄化槽使用廃止報告書 … 1部提出 (浄化槽法施行規則第9条の3) 添付書類 1. 清掃記録票の写し 排水設備の設置台帳 … 1部提出	・添付書類も2部提出 ・提出月日の記入を確認
水道お客様センター	排水設備等完成届の受付 提出書類 ・ 様式8号 … 2部 審 査 ・ 受付時に書類審査を行い収受印を押す 竣功検査： 検査日程を指定店へ連絡	・1部は返却 ・指定店から申請者へ

	区 分 ・ 内 容 等	備 考
指定店	事前準備 1. 申請者への検査連絡は指定店が行う 2. 準備品 レベル、スタッフ、巻き尺、バケツ、管渠用ライト、ミラー	・忘れずに準備すること
水道お客様センター	検査内容 1. 申請者及び施工箇所の確認 2. 合流桝の確認(配管との接続状況) 3. ます管の延長確認 4. レベルによる勾配確認 5. 上流部より流水し、流速及び管渠内部確認 6. 雨水等の誤接続の確認 7. 排水器具からの流入確認 8. 水道メーターの指針確認 9. その他、検査員が必要と認める事項 ※適正と認める時は「検査済シール」を貼付(交付)する 検査書類の作成	・7は申請者の在宅が望ましいため、検査月日通知時に申請者の立会を指定店に伝えること。(立会人は家人でも可能) ・使用開始に伴う下水道使用料について説明
上下水道課	竣工書類の精査・検査済証の作成(発議決裁) 竣工検査済証の完成	
水道お客様センター	検査結果 ・ 現地検査後、検査済証の交付(発議決裁) 検査済証を指定店に通知(上下水道課内書類棚に取りにくる) 排水設備の設置台帳の提出 …… 1部提出 (未提出の場合)	・指定店から申請者へ
指定店	施工業者書類受理にて完了 排水設備の設置台帳の提出 …… 1部提出 (未提出の場合)	